⑰　志和ＩＣ受電所
　(ｱ)　140kW　(ｲ)　669,906kWh
⑱　広島東ＩＣ受電所
　(ｱ)　50kW　(ｲ)　247,000kWh
⑲　広島ＩＣ受電所
　(ｱ)　174kW　(ｲ)　819,588kWh
⑳　広島ＪＣＴ受電所
　(ｱ)　28kW　(ｲ)　86,645kWh
㉑　五日市ＩＣ受電所
　(ｱ)　57kW　(ｲ)　266,345kWh
㉒　奥屋ＰＡ受電所
　(ｱ)　161kW　(ｲ)　777,576kWh
㉓　沼田ＰＡ受電所
　(ｱ)　53kW　(ｲ)　224,646kWh
㉔　坂ＴＢ受電所
　(ｱ)　97kW　(ｲ)　487,170kWh
㉕　天応ＴＢ受電所
　(ｱ)　50kW　(ｲ)　229,140kWh
㉖　廿日市ＩＣ受電所
　(ｱ)　61kW　(ｲ)　257,067kWh
㉗　大野ＩＣ受電所
　(ｱ)　35kW　(ｲ)　187,249kWh
㉘　大竹ＩＣ受電所
　(ｱ)　43kW　(ｲ)　201,930kWh
㉙　安芸ＴＮ受電所
　(ｱ)　508kW　(ｲ)　646,548kWh
㉚　小谷ＳＡ受電所
　(ｱ)　884kW　(ｲ)　4,389,600kWh
㉛　宮島ＳＡ受電所
　(ｱ)　660kW　(ｲ)　2,599,133kWh
㉜　小瀬・関戸ＴＮ受電所
　(ｱ)　286kW　(ｲ)　1,099,632kWh
㉝　広島技術事務所受電所
　(ｱ)　58kW　(ｲ)　88,650kWh
㉞　緑井庁舎受電所
　(ｱ)　432kW　(ｲ)　1,926,288kWh

(J)　周南高速道路事務所管内　下松ＳＡ受電所他25箇所における電気需給契約
⑴　生野屋第４ＴＮ受電所
　(ｱ)　221kW　(ｲ)　455,810kWh
⑵　城山ＴＮ受電所
　(ｱ)　143kW　(ｲ)　349,103kWh
⑶　近延ＴＮ受電所
　(ｱ)　140kW　(ｲ)　429,124kWh
⑷　欽明路ＴＮ受電所
　(ｱ)　86kW　(ｲ)　256,121kWh
⑸　中村ＴＮ受電所
　(ｱ)　143kW　(ｲ)　340,342kWh
⑹　上馬屋ＴＮ受電所
　(ｱ)　200kW　(ｲ)　463,643kWh
⑺　桜谷ＴＮ受電所
　(ｱ)　72kW　(ｲ)　233,652kWh
⑻　生野屋第１ＴＮ受電所
　(ｱ)　199kW　(ｲ)　424,054kWh
⑼　富海ＴＮ受電所
　(ｱ)　100kW　(ｲ)　224,659kWh
⑽　椿ＴＮ受電所
　(ｱ)　152kW　(ｲ)　272,754kWh
⑾　大平山ＴＮ受電所
　(ｱ)　177kW　(ｲ)　629,990kWh
⑿　天神山ＴＮ受電所
　(ｱ)　181kW　(ｲ)　682,788kWh
⒀　花ヶ岳ＴＮ受電所
　(ｱ)　128kW　(ｲ)　463,434kWh
⒁　岩国ＩＣ受電所
　(ｱ)　76kW　(ｲ)　277,626kWh
⒂　玖珂ＩＣ受電所
　(ｱ)　43kW　(ｲ)　207,365kWh
⒃　熊毛ＩＣ受電所
　(ｱ)　42kW　(ｲ)　232,362kWh
⒄　徳山東ＩＣ受電所
　(ｱ)　103kW　(ｲ)　491,016kWh
⒅　徳山西ＩＣ受電所
　(ｱ)　124kW　(ｲ)　476,130kWh
⒆　防府東ＩＣ受電所
　(ｱ)　34kW　(ｲ)　171,493kWh
⒇　防府西ＩＣ受電所
　(ｱ)　32kW　(ｲ)　178,062kWh
(21)　佐波川ＳＡ受電所
　(ｱ)　134kW　(ｲ)　667,308kWh
(22)　山口南ＩＣ受電所
　(ｱ)　47kW　(ｲ)　253,084kWh
(23)　下松ＳＡ受電所
　(ｱ)　526kW　(ｲ)　2,340,816kWh
(24)　竜ヶ岳ＴＮ受電所
　(ｱ)　296kW　(ｲ)　908,892kWh
(25)　金剛山ＴＮ受電所
　(ｱ)　223kW　(ｲ)　1,104,232kWh
(26)　富岡・嶽山ＴＮ受電所
　(ｱ)　307kW　(ｲ)　1,062,432kWh

※予定数量であり、契約数量を保証するものではない。

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　電気需給期間　令和２年９月１日０時00分から令和５年８月31日24時00分まで。
⑸　電気需給場所　本公告１⑵の受電所のとおり
⑹　入札方法
①　１⑵の購入等件名ごとにそれぞれ入札に付する。また、入札金額は、電気需給期間のひと月毎に、基本料金に、電力量料金を加え、電気需給期間分合計した総和の価額（受電所毎に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた税抜き額を記載すること。なお、入札金額には、力率割増・割引額、燃料調整額、及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。
②　ひと月毎の基本料金は、入札者が設定する基本料金単価に契約電力を乗じた価格（端数処理は、行わないものとする）とする。
③　ひと月毎の電力量料金は、入札者が設定する電力量料金単価に、予定使用電力量を乗じた価格（端数処理は、行わないものとする）とする。
④　入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入した金額）をもって契約金額とする。

２　競争参加資格
⑴　西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　維持管理役務、物品・役務及び労働者派遣における取引停止事務処理要領（平成21年要領第150号）に基づく取引停止の対象者に該当しない者であること。
⑶　競争参加資格確認申請書の提出時に過去３ヶ月以内に発行された納税証明書（国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３、その３の２、その３の３のいずれか））の写しを提出できる者であること。
⑷　警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑸　電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業者として登録を行っている者であること。
⑹　競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
①　以下のいずれかの場合に該当する資本関係
Ⅰ）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
Ⅱ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
②　以下のいずれかの場合に該当する人的関係
Ⅰ）一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。
(ｲ)　株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。
ａ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
ｂ）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役